

# 臨時特別給付金（住民税非課税世帯等）について

## <対象世帯>

令和3年12月10日における住民登録において、同一の世帯に属する全員が、令和3年度分の住民税非課税である世帯（住民税が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯は除く。）

<給付額> 1世帯あたり10万円 ※受給には手続きが必要です。

## <受給するための手続き>

同封している「臨時特別給付金支給要件確認書（住民税非課税世帯等）」に必要事項（確認項目、受取方法、世帯主氏名、確認日、電話番号）を記入の上、**返信用封筒で返送**してください。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、原則、手続きは**郵送での方法**とし、持参は受け付けておりませんが、やむを得ない場合は、大牟田市臨時特別給付金コールセンターまでご相談ください。



## <臨時特別給付金支給要件確認書（住民税非課税世帯等）の記載>

### ■給付金受取のための確認

本市では、給付金の対象と想定される世帯に本通知をお送りしています。

次の①②に該当する場合は、確認書のチェック欄(□)に✓を入れてください。

- ① 世帯の全員が、住民税が課されている他の親族等の扶養を受けていません。
- ② 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。

※①②の双方に✓がある場合に限り、給付金を受け取ることができます。

（注意）確認内容が誤っている場合は給付金の返還を求める場合があります。

また、意図的に虚偽の確認をした場合は不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

### ■給付金の振込口座の確認

確認書に記載された口座への振込でよろしければ、「下記の口座に振り込みを希望します。」のチェック欄(□)に✓を入れてください。

その他の受けとり方法を希望する場合は、裏面のそれぞれの受取方法のチェック欄(□)に✓を入れて必要項目を記入してください。また、記載口座以外の口座振込を記載された場合は、確認書の裏面に記載された確認書類を添付してください。

## <確認書の提出期限> **5月16日(月)**（確認書の発行日から3か月以内）

（郵送の場合は、5月16日当日消印分まで有効）

注意！！期限までに、確認書の提出がない場合は給付金の支給を辞退したものとみなします。

（お問合せ）大牟田市臨時特別給付金コールセンター  
**TEL 050-3196-8783**  
《9:00~17:00（平日のみ）》